

2024 年 9 月 24 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」に対する意見について

2024年8月23日付で意見募集が開始された標題命令案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則等の一部を改正する命令案」に対する意見

【総括】意見提出の趣旨

- 今般の「命令案」については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、犯収法施行規則に定める本人確認書類を見直すこと等が示されたと認識している。
- 当協会の意見は、改正案で示された、「申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カード」、「健康保険証等」および「医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面」等の各種本人確認における取扱いを明確化する観点や、今回の改正内容に係る政府による周知等を求める内容としている。

No.	項目	意見等
1	申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カード	意見公募要領上、「申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードには写真が表示されないこととなることを踏まえ、当該個人番号カードについては写真の貼付がない書類として取り扱われるよう整理する。」とあるが、一定年齢を満たした場合において、写真が表示されていない個人番号カードは、有効期限まで写真の貼付がない書類として引き続き利用可能との理解でよいのか。
2	申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カード	概要資料上、改正法では、「申請時に一定年齢(1歳を想定)に満たない者に交付する個人番号カードは顔写真が表示されないこととなる」と記載が。一方、一定年齢(1歳を想定)に満たない者に既に交付済みの顔写真付個人番号カードにもとづく本人確認方法は、どのような取り扱いとなるか。 (例:①個人番号カードの有効期限までは有効。②健康保険証と同様、一定期間の経過措置を設ける。等)
3	申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カード	犯収法施行規則第6条第1項第1号ルの本人限定受取郵便による本人確認を行う場合、改正規則の施行後は、郵便事業者等は写真無しの在留カードまたはマイナンバーカードでは本人確認および荷物の受け渡しができなくなるという理解でよいのか。 また、ル方式による確認は、補完書類による確認も認められないという理解でよいのか。
4	本人確認書類に係る規定からの健康保険証等の削除	本人確認書類に係る規定からの健康保険証等の削除に関して、引き続き本人確認書類として用いることを可能とする一定期間の経過措置を設けるとのことだが、どの程度の期間になるか。
5	本人確認書類に係る規定からの健康保険証等の削除	健康保険証が犯収法施行規則で個別に規定する本人確認書類から外れた後において、自衛官診療証、国家公務員共済組合員証その他各種官民の機関が発行した健康保険証は、同規則第6条第2項第4号に規定する「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」にそれぞれ該当するのか。
6	本人確認書類に係る規定からの健康保険証等の削除	犯収法施行規則第6条第1項第1号リ方式で本人確認を行う場合、健康保険証が本人確認書類として用いることができる経過措置期間内に健康保険証の写しの発送を申込者が行い、特定事業者は期間経過後に健康保険証の写しを受領・確認した場合、リ方式による本人確認として認められるか。
7	本人確認書類に係る規定からの健康保険証等の削除	犯収法施行規則第6条第1号ハの「現在の住居の記載がある補完書類」および同号リの「当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類」の提示について改正はされるか。すなわち、運転免許証の住居表示が旧住所で、健康保険証や資格証明書に掲載された住所が現住居だった場合、「顔写真のある本人確認書類」として取り扱いは可能か。または「顔写真のない本人確認書類」として書留郵便等での追加確認が必要か。

No.	項目	意見等
8	医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面	「医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面」について、本人確認書類に追加するとされている。当該書面は、犯収法施行規則第7条第1号ホに該当し、有効期限(4年～5年程度)が到来するまでは本人確認書類として利用可能との理解でよい。
9	医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面	「医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面」は、現行の健康保険証と同様、「保険者番号」、被保険者の「記号・番号」、「QRコード」が記載されると認識している。「医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面」の写しを取る場合、これらの告知要求制限の対象となる項目には、現行の健康保険証と同様、「マスキング(黒塗り)」を施す必要がある。
10	その他(「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第6条の改正有無)	今回示された改正案は、主に犯収法施行規則第7条(本人確認書類)の内容であるが、同第6条(顧客等の本人特定事項の確認方法)の改正はないとの理解でよい。
11	その他(広報活動の実施・広報物等の提供)	今回示された本人確認方法の改正内容は、金融機関の顧客や事務手続き等への影響が大きいため、広く一般顧客への周知が必要となると考えている。そのため、警察庁および金融庁等による広報活動の実施や、金融機関に対して、今回の改正内容の周知に利用できるような広報物や顧客交付用媒体を提供いただきたい。